**建設工事の入札参加資格を登録されている皆様へ**

令和２年３月

大阪府環境農林水産部

**「４週８休工事」に取り組む際の必要経費の計上について**

大阪府環境農林水産部では、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援するため、平成２９年４月から「４週８休モデル工事」の試行などに取り組んでいるところです。

このたび、一層の効果発現のため、下記のとおり「４週８休工事」に取り組む際の必要経費の計上(補正)を行うこととしました。

記

**１．対象案件**

〇令和２年４月１日以降に公告する次の工事を対象とします。

（１）「土地改良工事積算基準（土木）」の諸経費を適用する工事

（２）「土地改良工事積算基準（施設機械）の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事

（３）「森林整備保全事業設計積算要領」の諸経費を適用する工事

（４）「自然公園事業」において実施する工事

（５）その他、検査指導課と協議した工事

但し、緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事など）及び現場作業が１週間未満の工事は除きます。

〇発注方式等を入札公告に明記します。表示区分は、(別紙)を参照して下さい。

**２．内容**

〇原則として、週に２日間、休工・現場閉所（資料整理等の事務作業も認めません）とします。

〇やむを得ず休日に作業する場合は振替休工日を設定し、対象期間中に４週８休相当の現場閉所を確保することとします。工事月報（工事履行報告）や休日（夜間）作業承諾書提出時に確認します。

〇必要経費の計上方法等については、別途ホームページで公表している「環境農林水産部４週８休工事の労務費等補正に関する実施要領」をご確認ください。

３．その他

〇４週８休の実施状況については、工事成績評定における評価対象とします。

問い合せ先

環境農林水産部　 検査指導課

契約検査グループ

Tel　06-6941-0351（代表）　内線　2726

（別紙）

**発注方式の区分について**

入札公告に記載する「４週８休工事」に係る発注方式の区分は次のとおりです。

〇４週８休補正対象工事

１．発注者指定型

発注時に労務費等を補正し、４週８休工事に取り組む際の必要経費を計上している工事です。補正係数を見積参考資料に記載します。契約後、４週８休が達成できなかった場合は、その達成状況に応じて契約変更を行います。

２．受注者希望型

発注時は労務費等を補正せず、４週８休工事に取り組む際の必要経費を計上していない工事です。契約後、現場着手前に４週８休工事への取組について協議した上で、達成状況に応じて契約変更を行います。

〇４週８休補正対象外工事

４週８休補正工事の取組対象外の工事です。